



松本市公告第263号

松本市森林長期ビジョン策定業務委託の募集について

令和4年6月27日付け松本市公告第240号「松本市森林長期ビジョン策定業務委託の募集について」で公告した内容を次のとおり変更します。

令和4年7月11日

松本市長 臥雲 義尚



記

1 業務委託名

松本市森林長期ビジョン策定業務委託

2 変更内容

(1) 実施要領中、2の参加資格(1)の力について

「配置予定の管理技術者については、直接雇用する者で技術士法第32条により登録された技術士（森林部門、環境部門、総合技術管理部門のいずれか）の資格を有すること。」を

「配置予定の管理技術者については、直接雇用する者で技術士法第32条により登録された技術士（森林部門、環境部門、総合技術管理部門のいずれか）または森林総合監理士の資格を有すること。」へ変更する。

(2) 仕様書中、6の業務の進行等(4)技術者の要件について

「技術士法第32条に規定する技術士（森林部門、環境部門、総合技術監理部門のいずれか）の資格を有する者を配置すること。」を

「技術士法第32条に規定する技術士（森林部門、環境部門、総合技術監理部門のいずれか）または森林総合監理士の資格を有する者を配置すること。」へ変更する。

※問い合わせ先

松本市環境エネルギー部森林環境課森林整備担当

(松本市梓川梓2288番地3) 電話 0263-78-3003